**自営就労申立書について**

**【保護者の方へのお願い】**

この書類は、自営により**1か月60時間以上**家庭内で児童の保育ができない状態を確認するものです。未記入の場合は未就労もしくは0時間として判断し、入所を承諾できないこともあります。

１．自営・自営従業者の方

　　　自営・自営従業者の方は、裏面「②自営就労申立書」に申立事項をご記入ください。保育課または保育所へ提出する際、申立ての内容を確認させていただきますのでご了承ください。

２．自営就労申立書は従事者1人につき1枚必要です。用紙が不足する場合は、コピーしてお使いいただくか、市内各保育所または市役所（本庁舎）保育課でお受け取りください。また、一宮市公式ウェブサイトの「申請書ダウンロードサービス」（ページID:1009952）からも印刷できます。

３．証明書を訂正する場合、必ず二重線で抹消・加筆し、訂正印を押していただくか、訂正箇所付近に訂正署名をご記載ください。**訂正印もしくは訂正署名のないもの・修正液および修正テープにより修正されたものは、証明書としての効力がなくなりますのでご注意ください。**

４．就労時間は、従業者の**実際の勤務時間をご記入ください。**

５．採用内定・育児休業取得中の方については、過去３か月の実績欄の記入は必要ありません。就労時間や就労日数については就労予定・復職後の内容でご記入ください。

６．申立ての内容について、後日、問い合わせさせていただくこともありますので、その際にはご協力をお願いします。

７．ご記入にあたって不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

**担当：一宮市役所　保育課　入所グループ　電話（0586）28‐9024　（直通）**